

警察官等けん銃使用及び取扱い規範運用規程

平成13年11月30日

栃木県警察本部訓令乙第3号

この訓令は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安員会規則第7号）の実施について必要な事項を定め、規範の的確な運用を図るために定めたものである。